

令和9年度姫路市社会福祉施設等整備方針

第1章 目的及び基本方針

本市は、「令和8年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（令和8年4月20日厚生労働省社会・援護局長通知）及び第7期姫路市障害福祉推進計画（以下「本市計画」という。）に基づき、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」に定める補助制度を活用し、地域における必要な社会福祉施設の整備を推進するものとする。

整備の対象は、耐震化・老朽化対策のほか、重症心身障害児者、強度行動障害児者及び医療的ケア児者への支援に係る施設とする。民間において整備が進みにくい分野については、国庫補助に加えて、市の補助を行い、本市の必要とする施設整備の促進を図るものとする。

第2章 対象事業及び整備区分

1 対象事業

本方針における補助対象は、厚生労働省の定める「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び子ども家庭庁が定める「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」に基づく事業とする。

2 補助対象事業費、補助の区分及び補助対象施設

補助の対象となる整備費用は原則1,000万円以上とする。ただし、関係法令等の改正又は基準の改定により既存施設が法令上の基準を満たさなくなり、これを是正するために行う整備その他市長が特に必要と認める緊急の対応を要する整備については500万円以上の事業を対象とする。

補助の区分及び補助対象施設は、国庫補助対象事業として別表第1のとおりとし、国庫補助事業に本市が上乘せする補助する事業は、別表第2のとおりとする。

3 整備区分

整備区分は、創設、増築、改築、大規模修繕、耐震補強及び安全確保改修とする。

4 留意事項

- (1) 障害者支援施設（施設入所支援）及び本市計画において総量規制を実施する事業については、定員増とならないこと
- (2) 創設の場合には、土砂災害特別警戒区域以外の場所において行うこと（防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が土砂災害特別警戒区域から外れることが見込まれる場合等を除く）

別表第1 国庫補助対象事業

整備区分	補助対象サービス	主な要件
創設・増築・改築	短期入所 生活介護	重症心身障害児及び重症心身障害者（以下「重症心身障害児者」という。）、強度行動障害を有する障害児及び障害者（以下「強度行動障害児者」という。）、又は医療的ケア児及び医療的ケアを必要とする障害者（以下「医療的ケア児者」という。）を主たる対象とするもの
	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児、強度行動障害を有する障害児又は医療的ケア児を対象とするもの
	日中サービス支援型共同 生活援助事業所	医療支援型グループホーム又は強度行動障害を有する障害者向けグループホーム
	障害者支援施設	多床室の個室化改修等を行うもの（定員増は除く）
創設・増築・改築・大規模改修	障害者支援施設 日中サービス支援型共同 生活援助事業所	多床室の個室化改修等を行うもの（定員増は除く）
		耐震基準に満たない施設等の耐震化整備

		一定年数を経過し老朽化のため使用に堪えなくなった又は危険性が見込まれる施設の改修
		停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修
		土砂災害等に備えた施設の一部改修
改築、大規模修繕	全サービス	関係法令等の改正に伴い、法令上の基準を満たさない等、緊急的な対応が必要となる整備で市が必要と認めるもの

別表第2 国庫補助対象事業のうち市が補助を加算するもの

整備区分	補助対象サービス	主な要件
創設・増築・改築	短期入所 生活介護	重症心身障害児者、強度行動障害児者又は医療的ケア児者を主たる対象とするもの
	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児、強度行動障害を有する障害児又は医療的ケア児を対象とするもの
	日中サービス支援型共同生活援助事業所	医療支援型グループホーム又は強度行動障害を有する障害者向けグループホーム